

第8回目は、徴収法から「保険関係の一括」の解説を進めていきます。

そもそも、徴収法とは、労働者災害補償保険法、雇用保険法の保険料の徴収に関して規定されている法律で、「労働保険料の徴収に関する法律」という名称になります。

ということで、徴収法は、労災、雇用の陰に隠れたような科目ですが、択一式の配点を見ると、下記のようになります。

- ・ 労災保険法 7 点
- ・ 雇用保険法 7 点
- ・ 徴収法 6 点 (3 点+3 点)

徴収法は、労災、雇用と配点はほぼ同じであり、この6点を稼ぐことが合格には必要になってきます。

馴染みがない用語や数字、計算問題が多く、学習の優先順位が低くなりがちな科目ですが、やればやるほど得点を稼ぐことができる科目です。

6点満点取る気構えで学習を進めてください。

それでは、内容に入ります。

一括に関しては、有期事業の一括、請負事業の一括、継続事業の一括と大きく3つの括りがあります。

一括の種類	一括内容
①有期事業の一括	一定の要件を満たす下記の事業が対象 ●立木の伐採の事業 ●建設の事業
②請負事業の一括	数次の請負による建設の事業が対象
下請負事業の一括	上記の事業のうち一定の要件を満たす事業が対象
③継続事業の一括	上記①、②以外の事業

下記の表のように、ほぼ毎年出題しています。

平成28年は、出題されていませんが、平成29年に向けては完璧に押さえる必要があります。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
有期	①	—	①	①	—	⑤	—	①	—	—	—
請負	②	—	①	③	—	—	①	—	④	⑨	—
継続	①	—	—	⑤	—	①	—	—	②	—	—

(請負事業には、下請負事業の分離も含まれています。)

▼用語の定義から確認していきます。

●【事業】とは

⇒労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法と同様に本社、支店、工場等の個々独立した組織のことを称します。

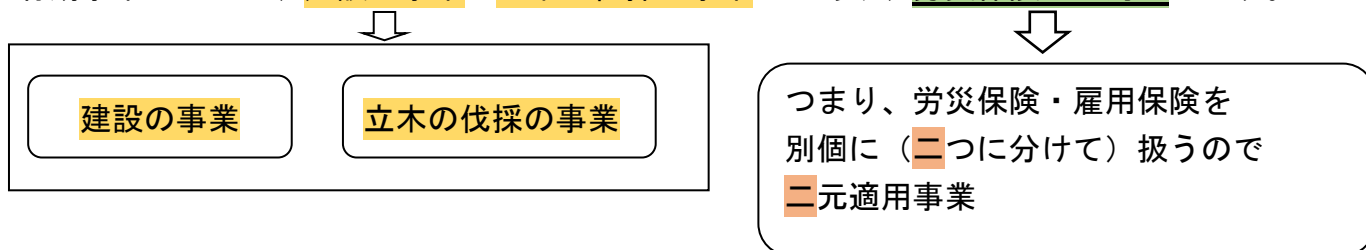
(1つの事業として独立性がない場合には、直近上位の事業所として取り扱われます。)

●【「有期事業」と「継続事業」】とは

有期事業	継続事業
事業の期間が予定されているもの 徴収法上では <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff9c4;">建設の事業</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #fff9c4;">立木の伐採の事業</div> </div>	事業の期間が予定されていない事業 (一般の会社)

試験対策上は、


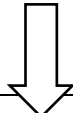
有期事業とくれば、建設の事業・立木の伐採の事業 であり、労災保険のみ対応します。



繰り返しになりますが、徴収法で有期事業とは、下記のとおりです。

- 建設の事業・立木の伐採の事業
- 労災保険に係る保険関係
- 二元適用事業

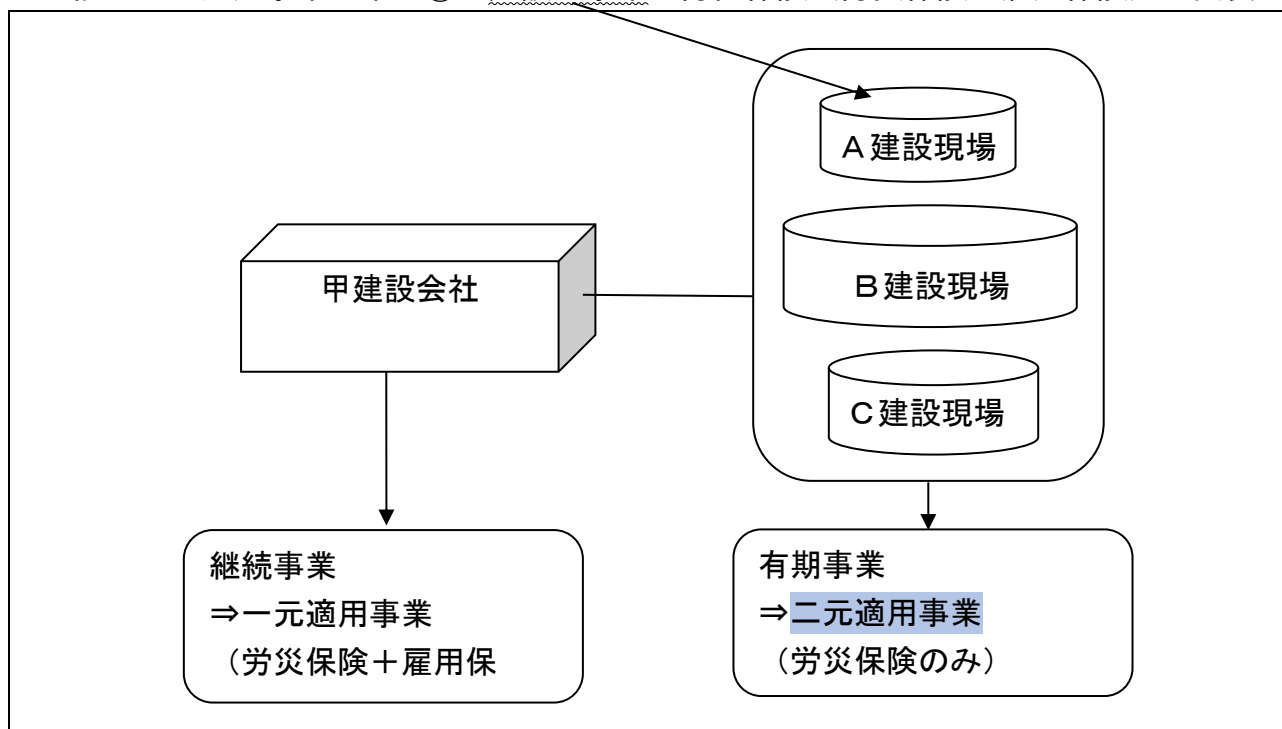
●【「一元適用事業」と「二元適用事業」】とは

一元適用事業	二元適用事業
労災、雇用の保険関係の成立・消滅・保険料の納付等  一括で処理 (一般の会社の大多数が該当)	労災保険と雇用保険とが別個に処理 <u>二元適用に該当する事業</u> 

国の事業は含まない。
 国の事業については、別の法律で扱う。

- ①都道府県及び市町村の行う事業
- ②都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
- ③港湾労働法の規定による港湾運送の行う事業
 (東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門)
- ④農業、水産、畜産、養蚕の事業
- ⑤建設の事業
 (ここでの建設の事業は、下記図表の現場を指します。)

▼上記の二元適用事業の中で⑤の建設の事業の労働保険(労災保険・雇用保険)の図表



注) 建設現場の雇用保険に関しては、本社で対応

●【労働保険料】とは

(横断)

- 日雇労働被保険者⇒雇用保険法の名称
- 日雇特例被保険者⇒健康保険法の名称

労働保険料の種類	内容
一般保険料	通常 の会社（一般の会社）の労働保険（労災、雇用保険）の保険料
印紙保険料	日雇労働被保険者に係る雇用保険の保険料
特別加入保険料	労災保険の特別加入者についての保険料 ①第一種特別加入保険料 ⇒中小事業主等やその事業に従事する家族従事者等が、労災保険に特別加入した際の保険料 ②第二種特別加入保険料 ⇒一人親方、個人タクシーの運転手等の個人で自営する者又はその家族従事者等が労災保険に特別加入した際の保険料 ③第三種特別加入保険料 ⇒国内の事業から海外に派遣されている者が労災保険に特別加入した際に係る保険料

特別加入とは

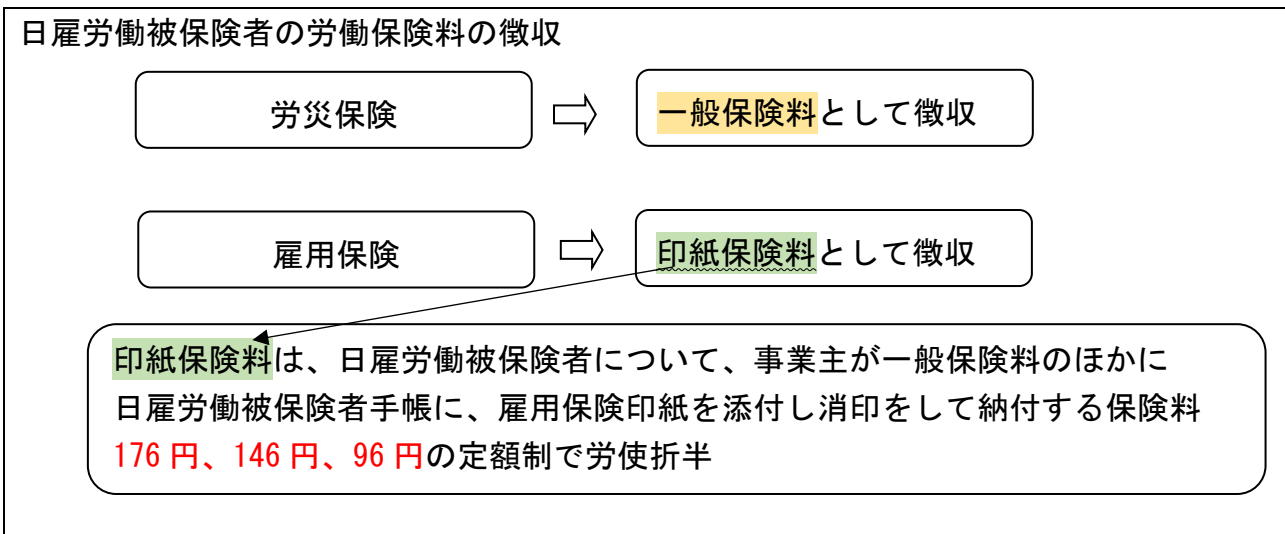
⇒労働者災害補償保険法に規定

(原則) 労災保険の制度は、中小事業主や一人親方、海外派遣者等には適用しない制度

(例外) 一定の要件で、特別に労災保険に加入できる制度

●【印紙保険料】とは

日雇労働被保険者に係る労働保険料（労災、雇用）は、「一般保険料」と「印紙保険料」の2本立てで徴収されます。



本試験では、印紙保険料に関する問題が頻繁に出題されているので、重要な個所です。

▼それでは、一括に関して解説を進めていきます。

なぜ、一括の制度が設けられているかというと、小規模事業に関しては、それぞれで労働保険の保険関係を成立し、事務処理を行うことは、事業主の負担増や行政の窓口対応も煩雑になってしまいます。

そこで、一定の要件を満たした事業に関しては、複数の労働保険に係る保険関係を一つの保険関係とすることを可能とした規定が「保険関係の一括」ということになります。

徴収法の1条（趣旨）にあるように、効率的な運営を図る具体的な形として制度化されたのが「保険関係の一括」ということになります。

【条文】

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

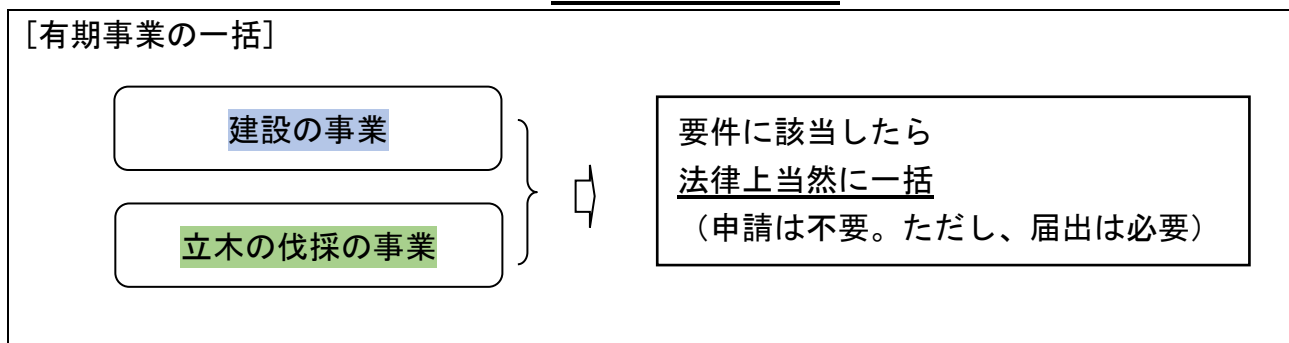
冒頭にも挙げていますが、下記の表が保険関係の一括の全体図です。
常に、全体図を頭に思い浮かべながら学習を進めてください。

一括の種類	一括内容
①有期事業の一括	一定の要件を満たす下記の事業が対象 ●立木の伐採の事業 ●建設の事業
②請負事業の一括	数次の請負による建設の事業が対象
下請負事業の一括	上記の事業のうち一定の要件を満たす事業が対象
③継続事業の一括	上記①、②以外の事業

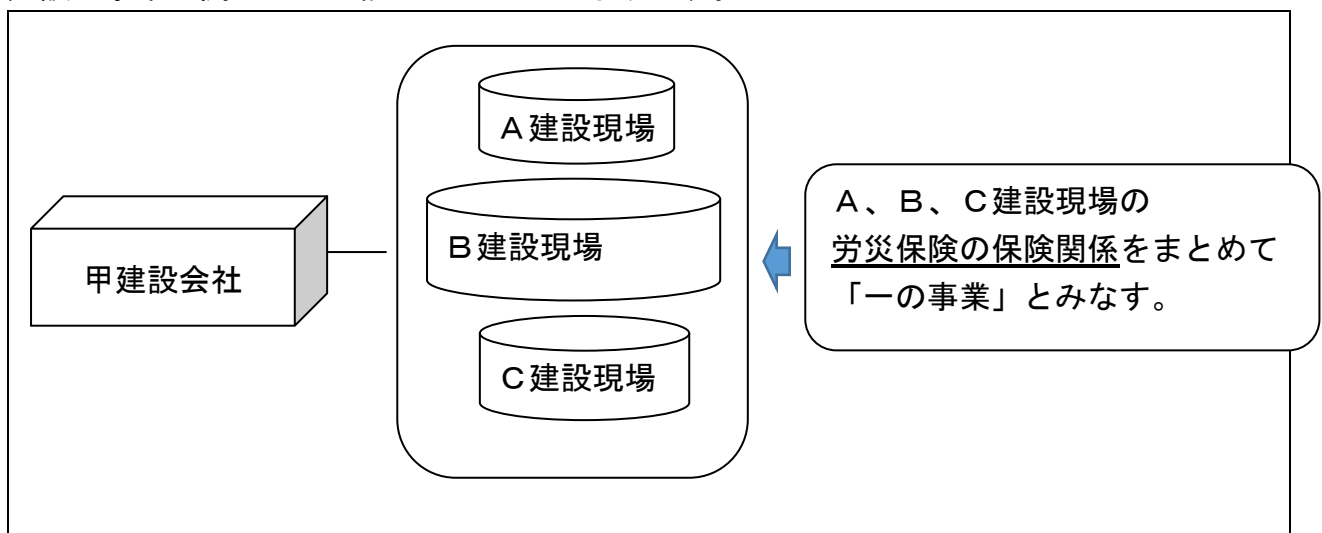
▼それでは、①の有期事業の一括です。

一般的に有期の事業とは、期限のある事業ということですが、徴収法上では、建設の事業と立木の伐採の事業の2つだけです。

さらに、徴収法で有期事業とくれば、労災保険の保険関係のみ。



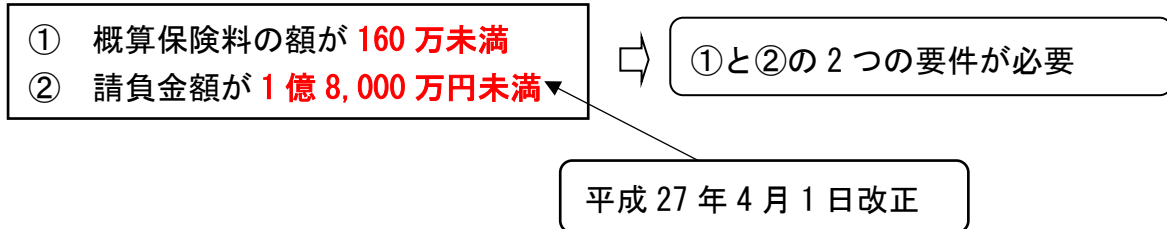
建設の事業に関しては下記のイメージになります。



▼有期事業の保険関係の一括の要件を見ていきます。

上記の場合だと、A、B、Cそれぞれの建設現場の規模により判断されます。

建設の事業の場合



立木の伐採の事業



徴収法では、あらゆる箇所に数字が出てきます。
数字に関しては、中途半端に何となく覚えるのではなく、
正確に、確実に、暗記してください。

「ド忘れしたとか」「確かこの数字だと思う」では、合格できません。
よく話をしますが、数字に関しては、誰が見ても白黒明確です。

内容を理解していなくても、正確に数字を覚えておけば、正誤の判断が付き、得点を挙げることも十分可能です。

話がそれましたが、上記の規模要件以外にも、事業主が同一であること、有期事業であること等下記の要件に該当することが必要になります。

法7条の条文を確認します。

【条文】

二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- ①事業主が同一人であること。
- ②それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。
- ③それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- ④それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

それでは、有期事業の一括のまとめ表です。

	内容
対象事業	①建設の事業 ②立木の伐採の事業
申請	法律上当然に一括 ただし、届出は必要
事業の規模	それぞれの事業の規模が下記に該当すること ●概算保険料の額が 160万円未満 かつ ●建設の事業⇒請負金額が 1億8,000万円未満 ●立木の伐採の事業⇒素材の見込生産量が 1,000立方メートル未満
要件	一括されるそれぞれの事業が、 <u>下記のすべてに該当すること</u> ①事業主が同一人であること ②有期事業であること ③労災保険に係る保険関係が成立している事業であること ④事業の種類が次のいずれにも該当すること ・建設の事業又は立木の伐採の事業の一方のみに属する ・労災保険率表における事業の種類が同じ ⑤他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること ⑥労働保険料の納付事務が一の事務所で取り扱われること
地域制限	それぞれの事業が、下記の管轄区域内で行われていること ・一括事務所の所轄都道府県労働局（又はこれと隣接する都道府県労働局） ・厚生労働大臣が指定する都道府県労働局 ※機械装置の組立て又は据付けの事業については、制限なし

機械装置の組立て又は据付けの事業

⇒具体的には、建設物に付随するエレベーターやボイラーの組立てや据付けの事業になります。全国各地のビルや工場のエレベーターやボイラーの組立て、据付けをするのは地域的な制限に馴染みません。

地域制限に関しては、上記の甲建設株式会社で考えると、それぞれの事業所が甲建設会社の管轄区域内であることが必要です。

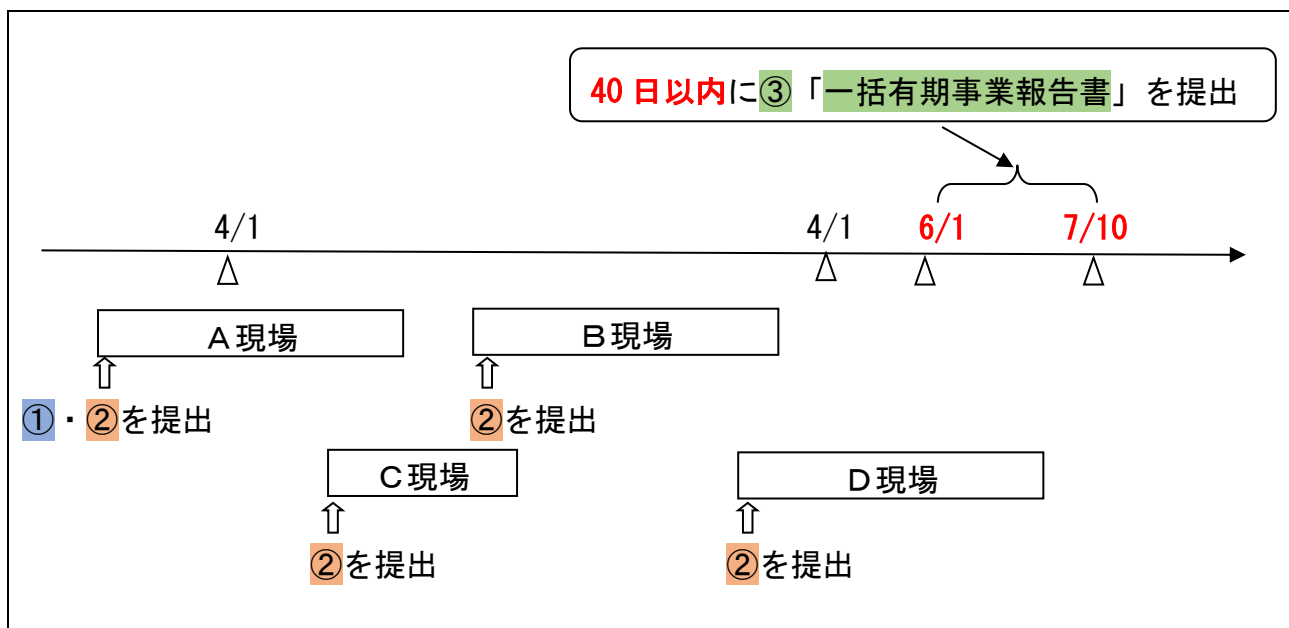
例えば、甲建設会社が東京にあり、A建設現場が北海道にあれば、A建設現場は一括されません。遠すぎて逆に手間がかかります。

例外として、機械装置の組立て、据付けの事業に関しては、地域的制限がないので、北海道でも一括されます。

▼有期事業の一括の届出にも頻出です。

[有期事業の一括に関する届け出]

届出	届出事由	届出先	期限
①保険関係成立届	一括有期事業を開始したとき	所轄 労働基準監督署長	一括有期事業を開始した日から 10日以内
②一括有期事業開始届	一括の対象となる各事業を開始したとき		各事業を開始した日の属する月の 翌月10日まで
③一括有期事業報告書	確定保険料の申告又は保険関係が消滅したとき	所轄歳入徴収官 (所轄労働基準監督署長経由)	次の保険年度の6月1日から 40日以内 又は保険関係消滅の日から 50日以内



▼それでは、有期事業の一括の過去問を確認していきます。

【問題】

有期事業の一括は法律上一定の要件に該当する場合には当然に行われるものであり、事業主からの申請、都道府県労働局長による承認は不要である。

[正解 H24-労災8D]

論点は2点あります。

前半の論点…「有期事業の一括は法律上一定の要件に該当する場合には当然に行われるもの」

後半の論点…「事業主からの申請、都道府県労働局長による承認は不要」

両方とも正しい論点なので正解です。

後半の論点ですが、申請や承認が不要であって、一括するという届出「一括有期事業開始届」は必要です。(各事業を開始した日の属する月の翌月10日まで)

【問題】

二以上の事業が次の要件に該当する場合には、徴収法の適用については、その全部が一の事業とみなされる。

- (1) 事業主が同一人であること。
- (2) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業であること。
- (3) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- (4) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること。
- (5) いずれの事業も数次の請負によって行われるものでないこと。
- (6) その他厚生労働省令で定める要件に該当すること

[誤り H15-労災9B]

要件問題です。

(5) を削除すれば正解です。

「数次の請負」とくれば、請負事業の一括になります。

【問題】

二以上の有期事業が徴収法の適用について一の事業とみなされる場合には、労働保険料の申告・納付に関しては継続事業として扱われる。

[正解 H16-労災8D]

【問題】

事業主が同一人である二以上の有期事業について、それぞれの事業の規模が厚生労働省令で定める規模以下であり、それぞれの事業が他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われ、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、徴収法の適用については、それらの事業の全部が一の事業とみなされる。

[正解 H17-労災 10B]

有期事業の要件問題です。

【問題】

事業主が同一人である二以上の有期事業がそれぞれ他のいずれかの有期事業の全部又は一部と同時に行われ、かつ、それぞれの事業が厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、徴収法の適用については、その全部が一の事業とみなされる。

[正解 H18-労災 9C]

平成 17 年労災 10B と同様の論点です。

具体的な数字は記載されていませんが、有期事業の要件になります。

【問題】

労働保険徴収法第 7 条（有期事業の一括）の規定の要件に該当する立木の伐採の事業の規模は、素材の見込生産量が 1,000 立方メートル未満で、かつ、概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満のものである。

[正解 H21-労災 10C]

有期事業の一括に中の立木の伐採の事業の要件です。

【問題】

労働保険徴収法第 7 条（有期事業の一括）の規定の要件に該当する建設の事業の規模は、請負金額（一定の場合には、所定の計算方法による。）が 1 億 8 千万円未満で、かつ、概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満のものである。

[正解 H21-労災 10D]

有期事業の一括の建設の事業の要件です。

数字に関しては正確に判断していく必要があります。

（平成 27 年 4 月 1 日から事業規模要件 1 億 9 千万円⇒1 億 8 千万円）

【問題】

有期事業の一括の要件としては、それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で取り扱われることが必要であるとされているが、当該事業の施工に当たるものの、労働保険料の申告及び納付事務を行う事務能力を有しない事務所については、当該事務所を統括管理する事務所のうち、当該事業に係る労働保険料の申告及び納付事務を実際に行う直近上位の事務所を一括事務所として取り扱うこととされている。

[正解 H23-労災 10E]

長文問題ですが、論点をしっかり2つに区分して正誤を出していけば難しくありません。

【問題】

有期事業の一括の要件としては、機械装置の組立て又は据付けの事業にあつては、それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われることが必要である。

[誤り H23-労災 10A]

「機械装置の組立て又は据付けの事業」がキーワードです。

「機械装置の組立て又は据付けの事業の事業」は、地域的制限がないので誤りです。（全国どこでも可能）

【問題】

有期事業の一括とされた建設の事業について、一括されている一の事業について事業開始後の規模の変更等により労働保険徴収法施行規則第6条の有期事業の一括の要件に該当しなくなった場合でも、有期事業の一括の対象とならない独立の有期事業として取り扱われない。

[正解 H23-労災 10D]

一括された個々の事業が、事業規模の変更等により一括の要件に該当しなくなった場合は、独立の有期事業として取り扱わないということです。

つまり、当初のままです。（あらためてその事業を一括から除外する必要はありません。）

【問題】

一括される有期事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日から10日以内に、一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H17-労災10E]

「その開始の日から10日以内」⇒「その開始の日の属する月の翌月10日までに」
数字そのものと、数字の前後を正確に覚えておく必要があります。合わせて、提出先もしっかり押さえてください。

【問題】

一括有期事業開始届は、一括有期事業についての事業主がそれぞれの事業を開始した場合に、その開始の日の属する月の末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[誤り H25-労災9D]

「その開始の日の属する月の末日」⇒「それぞれの事業を開始した日の属する月の翌月10日までに」
平成17年の問題と同じ論点です。

【問題】労働保険徴収法第7条の規定により一の事業とみなされる有期事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月末日までに、一括有期事業開始届を提出しなければならない。

[誤り H20-雇用8D]

「一括有期事業開始届」は、その開始した日の属する月の翌月10日までです。
平成17年と平成25年は、労災保険からの出題でしたが、平成20年は、雇用保険法からの出題です。

【問題】

一括有期事業報告書は、前年度中又は保険関係が消滅した日までに終了又は廃止したそれぞれの一括された事業の明細を報告するものであり、確定保険料申告書の提出に加え、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

[正解 H23-雇用9C]

設問の通りです。

(完) 次回も引き続き保険関係の一括です。